

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望
重点政策に関する提案・要望**

Ⅱ 三大プロジェクトの実現に向けた提案・要望

埼玉エコタウンプロジェクト

要望先：総務省・農林水産省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

県担当課：環境政策課・温暖化対策課・エコタウン課

本県では、エネルギーの地産地消を目指し、再生可能エネルギーを中心とした「創エネ」と徹底した「省エネ」に取り組む埼玉エコタウンプロジェクトを推進している。

このプロジェクトは、新たな街区をつくるのではなく既成市街地をエコタウンに変える実践的な取組と位置付けている。

環境に配慮した街づくりを全国に広げるためには、既存住宅のスマートハウス化をはじめとする既成市街地のエコ化が不可欠である。

また、街全体でエネルギーを効率的に利用するためには、再生可能エネルギーの更なる普及拡大、蓄電池による「蓄エネ」の普及、更には地域でエネルギーの需給調整を可能とする取組などが求められている。

◆ 埼玉エコタウンプロジェクトの推進

□ 既存住宅のスマートハウス化を中心にエネルギーの地産地消を目指す



1 既成市街地のエコタウン化推進

経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

本県では、再生可能エネルギーを中心とした「創エネ」と徹底した「省エネ」に取り組むエネルギーの地産地消を目指す埼玉エコタウンプロジェクトを推進している。このプロジェクトは、既存住宅等からなる既成市街地で実践するものであること、地元企業のビジネスチャンス拡大し地域の活性化につなげることなどを特徴としている。

近年、企業部門の省エネは進んでいるものの、家庭部門でのエネルギー消費量は増加している。その削減には、全国で5000万戸を超える既存住宅を創エネ機能を備え、省エネ性能に優れたスマートハウスに変えていくことが鍵になる。

そこで、住宅等への省エネ技術導入に関する取組を拡充することにより既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めること。あわせて、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう関連補助事業については補助要件及び申請手続を簡略化すること。

また、いま人が住む街ごとの実情に合わせて効率的にエネルギーを使用していく必要がある。エネルギー需給調整等により実効性のより高いエネルギー対策を行うために、スマートメーター等による計測データを少なくとも字単位で自治体等が容易に把握できるようにすること。

◆現状・課題

- ・ 大規模集中型の電源は安定供給やコスト低減といった面で非常に有効である反面、災害時には長期間にわたり供給が停止するなど脆弱な面も露呈した。
- ・ ついては、エネルギーの多様化を積極的に進めエネルギーの地産地消を図る必要がある。
- ・ 本県では埼玉エコタウンプロジェクトにおいて既成市街地のエコ化という課題に取り組んでおり、特に既存住宅のエコ化を推進している。
- ・ エネルギー消費が増えている家庭部門の省エネを進めるためにも、既存住宅のスマート化促進が必要である。
- ・ また、地域でエネルギーを効率的に使用するため、地域EMS（エネルギー・マネジメント・システム）の構築が必要である。
- ・ 地域における各家庭・事業者等のエネルギーの使用状況を把握するための基盤整備がこれからの課題である。
- ・ 例えば、現状では家庭などの個別需要家の電力使用状況は月毎の料金明細等を活用しなければ把握できない。
- ・ なお、国においては、電気事業法改正等により平成28年を目途に電力小売を全面自由化することとしている。
- ・ また、東京電力(株)管内では2020年までにスマートメーターを全需要家に導入する予定となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住宅等への省エネ技術導入に関する取組を拡充することにより既存住宅の省エネ化及び再生可能エネルギーの一層の活用を進めること。
- ・ あわせて、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう関連補助事業については補助要件及び申請手続を簡略化すること。
- ・ 電気事業者等がスマートメーターにより収集するデータを集計し、電力使用状況を地域（字単位）レベルで自治体等が容易に把握できるようにすること。
- ・ 地域（字単位）レベルで集計したデータは、個人情報に該当しないよう加工して二次利用が可能なものとする。

2 再生可能エネルギーの普及拡大

総務省・農林水産省・林野庁・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

再生可能エネルギーに関する技術開発を促進し、性能の向上や価格の低減などを進め、その普及拡大を図ること。また、地方公共団体が再生可能エネルギーを地域活性化の資源として活用する取組を支援すること。

◆現状・課題

- ・ 温室効果ガスの削減を確実に進めるためには、太陽光発電・太陽熱利用やバイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの大幅な利用拡大が不可欠であるが、高額な導入コストやランニングコストがかかるために普及拡大がなかなか進まない。そこで導入コストなどを下げるための技術開発を促進する必要がある。
- ・ 再生可能エネルギーの導入では、天候等に影響を受けるなどその不安定性が問題となる。
- ・ 再生可能エネルギーは、災害時の非常用エネルギーとしての活用も期待されるとともに地域活性化の資源であり、地方がその地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用に取り組むための支援が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの大量導入を促進する革新的な技術開発等の支援を拡大すること。
- ・ 特に、海外で主流となっているエネルギー変換効率が高い太陽熱利用設備についての導入支援は十分とは言い難い状況にあるため、技術のPRなども含めた支援を行うこと。
- ・ 本県で有望と考える太陽光やバイオマスによる発電は本来、分散型電源として地域で活用すべきものである。再生可能エネルギーの固定価格買取制度だけに頼ることなく、地産地消を進めるための新たな取組を検討すること。
- ・ 近年、再生可能エネルギーの1つとして注目されている地中熱利用については、地下水や地盤環境、生態系への影響が課題となっている。国が研究により解明を行うこと。
- ・ 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化する。再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- ・ 再生可能エネルギーの不安定性を補うコジェネ（自家発電設備）、燃料電池や蓄電池などについても技術開発や設置導入に対する財政的支援を行うこと。

屋根貸し事業を含め住宅用太陽光発電のより一層の普及拡大を進めること。また、再生可能エネルギー発電促進賦課金等については、定期的な負担水準の見直しを行い、過度な負担とならないよう措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ エネルギーのベストミックスを構築し、温室効果ガスの削減を進めていくためには、太陽光発電などの再生可能エネルギーを最大限に導入していくことが求められている。
- ・ 政府は、本年4月に中長期のエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」を策定し、再生可能エネルギーについて、2013年から3年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進していくとしている。
- ・ 太陽光発電の飛躍的な普及を図る上で、自己資金がなくても屋根を貸し出すことで太陽光発電を設置できる「屋根貸し事業」が有効であるが、民間事業所やより裾野の広い住宅への導入が進んでいない。
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電設備が飛躍的に普及する一方で、太陽光発電設備を設置できない電力需要家は特に再生可能エネルギー発電促進賦課金等による負担が増加している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住宅をはじめ小規模な屋根貸し事業の導入を進めるため、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、屋根貸し事業者のリスク負担の軽減を図ること。また、規模が異なっても同程度の利潤が得られるように、事業採算性に応じた買取区分と買取価格を設定すること。
- ・ 太陽光発電設備を設置出来ない電力需要家に過度の負担が生じないよう、再生可能エネルギー発電促進賦課金等と余剰電力買取価格のバランスを考慮して負担金額の見直しを行うこと。

埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

要望先：内閣府・文部科学省・厚生労働省

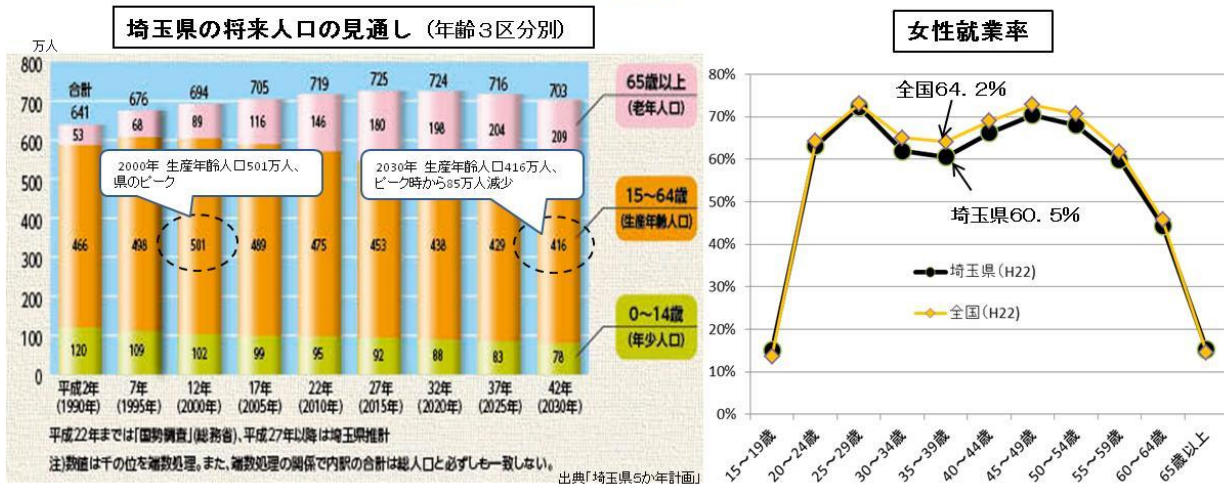
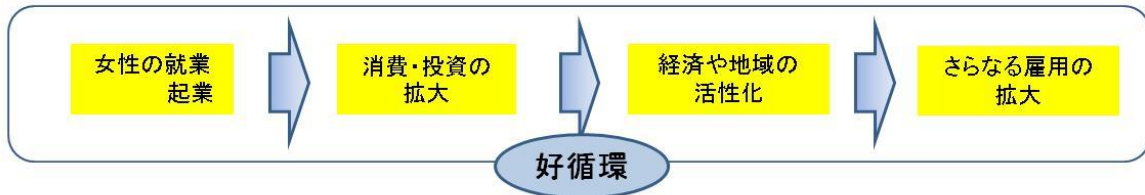
県担当課：少子政策課・ウーマノミクス課

少子高齢化が進み生産年齢人口も減少していく中で、経済成長や社会を活性化させるためには女性が働き手や消費・投資の担い手となることが期待されている。

そのためには、女性が働きながら子育てができる環境を整備することが重要である。短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の推進による働きやすい職場環境づくりとともに、子育て期の女性の就労を支える認可保育所の整備を始めとする保育サービスの受入枠拡大が重要な課題となっている。特に、仕事と子育ての両立に有効な、企業が自主的に従業員の児童の保育を行う企業内保育所の取組に対しては、更なる支援が求められている。

◆ウーマノミクスとは

生産年齢人口が減少する一方で出産を機に離職する女性の割合はまだまだ高いままである。女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながるよう取り組んでいくのが「ウーマノミクス」の考え方である。



共同利用型企业内保育所は、単独では設置が困難な複数の中小企業が協力し合っ
て、従業員に対する保育サービスを提供するものである。仕事と子育てが両立でき
る職場環境を整え、各企業における人材確保のみならず、公的負担を抑えつつ保育
サービスを充実できる効果的な取組であるため、設置を希望する企業に対するきめ
細かな支援を積極的に行うこと。

◆現状・課題

- ・ 企業内保育所（事業所内保育施設）は企業が自主的に整備を行い、保護者負担（保
育料）を除いた運営費用を企業が負担するもので、全額を公費負担する認可保育所に
比べ、少ない公費支出で保育サービスの充実を図ることができる。
- ・ また、企業にとっては有用な人材の確保につながり、従業員にとっては安心して仕
事と子育ての両立ができ、女性が働き続けながら子供を産み育てやすい就労環境が確
保できるため、公的に支援する価値の高い取組である。
- ・ しかし、企業の大半を占める中小企業にとって企業内保育所の設置や運営にかかる
経費の負担は重く、また自社従業員のみで保育を必要とする児童を安定して確保する
ことは難しい。
- ・ そこで、複数の中小企業が共同で運営する共同利用型企业内保育所の設置を積極的
に進める必要がある。
- ・ 本県では、平成24年度より共同利用型企业内保育所に対する運営費補助を行うと
ともに、設置を検討する企業にアドバイザーを紹介しノウハウの提供を行うなどの支
援を実施している。（共同利用型の補助実績：2カ所、アドバイザー実績：19件）
- ・ また、共同利用型企业内保育所のモデルとして平成25年4月から県庁内に「コバ
トン保育園」を開設し、そのノウハウの蓄積と普及に努めている。
- ・ 共同利用型企业内保育所は利用者確保と運営コストの負担軽減に一定の効果がある
一方で、就労条件が異なり、資金的に余裕のない中小企業が参加企業となるため、負
担金設定や開園日、開園時間などで柔軟な対応が求められる。また保育の利用が複数
企業の事情に左右されやすく経営の不安定要素の一つとなっている。そのため運営ノ
ウハウや資金面での一層の支援が必要となっている。
- ・ 国においては両立支援助成金により設置及び運営に対する助成がなされているが、
一般事業主行動計画の策定や利用人数などに条件があり、中小企業にとっては負担が
大きい。
- ・ 平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が認可し
た企業内保育所に対し公費助成がなされることとなり、企業内保育所を設置する企業
にとって運営継続のための有効な支援になる。共同利用型企业内保育所の充実など企
業の実情に応じたきめ細かな支援が求められている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 共同利用型企业内保育所に参加する企業は中小企業が多いことから、新制度におい
ては企業規模に応じたきめ細かな公費負担割合を設定すること。
- ・ 共同利用型企业内保育所の設置を支援するアドバイザー派遣などの施策を進め、国
としても積極的に共同利用型企业内保育所の設置促進を図ること。

平成27年度以降の保育所整備を円滑に行うため、運営費に長期に組み込まれる財政支援や新たに創設される交付金について、制度の詳細を早急に明らかにすること。

交付金については、施設整備だけでなく、安心こども基金で実施してきた送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても現行の水準を維持し、継続すること。

さらに、首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所等児童福祉施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断経費を交付金の対象とし、耐震化については補助率を引き上げること。

◆現状・課題

- ・ 安心こども基金については、国の平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算により基金対象事業の積み増しが実施されるとともに事業実施期間が1年間延長された。
- ・ 平成27年度以降の「子ども・子育て支援新制度」下での保育所整備は、給付費・委託費による長期に平準化された支援に加え、改正児童福祉法の中に交付金による別途の支援が規定されているものの、制度の詳細が明らかになっていない。
- ・ 保育所の整備には相当な期間が必要であり、また国が策定した「子ども・子育てビジョン」や「待機児童解消加速化プラン」を確実に実施し、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るためにも、詳細な制度設計に当たっては、地方への早期の情報提供及び丁寧な事前説明、事前協議が必要である。
- ・ 保育所待機児童対策の継続的な実施のためには、施設整備のみならず、待機児童対策として有効な送迎保育や賃貸物件による保育所の賃借料についても、現行の補助水準を維持し、継続する必要がある。
- ・ また、首都直下型地震などへの備えとして、保育所の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

◆参考（安心こども基金）

○安心こども基金

- ・ 事業期間 平成20～26年度
(当初は22年度までとし、その後1年ずつ延長されてきた。)
- ・ 補助率 通常の場合：国(基金)1/2、市町村1/4、事業者1/4
一定の場合※：国(基金)2/3、市町村1/12、事業者1/4
※待機児童解消加速化プランに参加する場合など
- ・ 補助単価 都市部60名定員の補助基準額 122,900千円(H26.4以降)
- ・ 主な事業 保育所緊急整備事業(保育所の創設、増改築、大規模改修補助など)
賃貸物件による保育所整備事業(賃貸物件による保育所の改修、賃料補助)
広域的保育所利用事業(送迎保育の実施にかかる補助)
認定こども園整備事業(幼稚園型認定こども園の整備補助、
幼稚園の長時間預かり保育改修費補助など)
家庭的保育改修等事業(保育ママの実施にかかる改修、賃料補助)
- ・ 実施か所 広域的保育所利用事業(10か所)、賃借料補助を受ける保育所(54か所)

◆参考（保育所の耐震状況）

○保育所（2階建て以上又は延べ床面積200㎡以上〔政令市・中核市を除く〕）

- ・ 平成25年10月1日現在
対象棟数 912棟 耐震化率^(※1) 76.9%、耐震診断実施率^(※2) 50.4%

※1 耐震化率

= (S57以降に建築された棟数+S56以前の建築棟のうち耐震化が不要な棟数) / 全棟数 × 100

※2 耐震診断実施率

= S56以前に建築された棟のうち耐震診断を実施した棟数 / S56以前に建築された棟数 × 100

新たな幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、施設型給付について適正な公定価格を設定するとともに、早期に詳細を明らかにすること。

認可外保育施設の認可化移行を促進するため、財政支援を継続するとともに、認可に係る審査基準のうち経済的基礎要件を緩和し、認可外保育施設時の借入を保育所運営費から償還できるよう移行特例を設けること。

◆現状・課題

- これまで幼保連携型認定こども園の設置が十分に進まない理由として、二重行政により事務が煩雑であることなどが指摘されてきた。こうした点を考慮し、新制度では、
 - ①「施設型給付」の創設による認定こども園への給付の一本化
 - ②幼保連携型認定こども園の改善による認可・指導監督等の一本化
 などを図るため、新幼保連携型認定こども園への移行を妨げる要因は、大きく解消されると見込まれる。

しかしながら、実際に移行が進むかどうかは、①施設への給付費（施設型給付）、②整備費補助、③制度や運用方法などによるため、国の制度設計と情報提供が重要となる。

- 新制度では、地域型保育事業の一つとして小規模保育事業が創設されるが、対象となるのは保育を必要とする満3歳未満の児童であり、利用定員は19人以下とされている。そのため、小規模保育事業の対象とならない認可外保育施設においては、認可保育所等への移行を促進していく必要がある。

認可化移行については、平成26年度は安心こども基金と保育緊急確保事業費により運営費や改修費が補助される。しかし、両補助制度は平成26年度限りであり、その後の財政措置は示されていない。

また、認可保育所の審査要件は経済的基礎〔①土地・建物等について所有権を有すること（賃借の場合は原則として賃借権を設定・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること）、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること〕を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないといった制約がある。これらの制約が、認可化移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけ、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。

◆提案・要望の具体的内容

- 新たな幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、施設型給付にインセンティブを付けること。
- 公定価格の骨格・仮単価の提示（平成26年度4月～6月頃）にとどまらず、早期に詳細を明らかにすること。
- 認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。また、保育所運営費について、認可外保育施設時に生じた運転資金の借入が返済できるよう、適正に運営されている場合には、運営費の一定範囲内において返済ができるよう弾力運用を認めるなどの特例を設けること。

◆参考（認定こども園・認可外保育施設に関する補助事業：平成26年度予算）

- 認定こども園整備事業（2,608,202千円、20か所）
負担区分：国（基金）1／2、市町村1／4、法人1／4
- 認定こども園事業費（11,385千円、1か所）
負担区分：国（基金）1／2、県1／4、市町村1／4
- 認可外保育施設運営支援事業（122,980千円）
負担区分：国（基金）1／2、県1／4、市町村1／4

7

放課後児童健全育成事業の充実

【新規】

内閣府・厚生労働省

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、待機児童や対象学年の拡大等に対応した量の拡充を図るとともに、従事者の処遇改善や設備及び運営に関する基準に即した質の向上を実現できるよう、十分な財政措置を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブの設備及び運営の基準について市町村が条例で定め、質を担保するとともに、対象学年も小学校6年生まで拡大となる。
- ・ また、基準の元となる厚生労働省令では、専用室・専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とされており、児童の集団の規模はおおむね40人までとされている。しかし、実態としては、約1／4のクラブにおいて児童1人当たり面積が1.65㎡未満であり、また、約半数のクラブが40人を超える規模となっており、本県では71人以上の大規模クラブも増加傾向にあるなど、基準と実態の間には乖離がある。
- ・ 待機児童も出ている中、これらを解消しながら、小学校6年生まで受入れを拡大していくためには、さらなるクラブの整備が必要不可欠である。
- ・ なお、本県では、放課後児童クラブの質的向上のため、運営費について単独で上乘せ補助を行っている。県単独補助としては、小規模クラブや民営クラブ、障害児在籍クラブに対する加算がある。

※本県の状況

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
クラブ数	909	995	1,052	1,078	1,113
利用児童数（人）	45,726	45,737	46,599	47,381	49,657
待機児童数（人）	1,294	1,014	1,016	879	977
大規模クラブ数	123	54	45	55	70

（毎年度5月1日現在）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 待機児童や対象学年の拡大等に対応した量の拡充を図るとともに、従事者の処遇改善や設備及び運営に関する基準に即した質の向上を実現できるよう、運営費補助基準額を引き上げるとともに、整備費補助等において、大規模クラブを解消するための補助率かさ上げや加算措置等の創設を含め、必要な財源を確保すること。
- ・ 市町村が柔軟に対応できるよう、家賃補助や障害児対応職員の加配等も制度化すること。
- ・ また、「小一の壁」を解消し、職員の処遇を改善することを目的として開所時間延長支援事業が創設されたところであるが、これについて本体運営費補助（放課後児童健全育成事業費補助金）の基準額を引き上げるかたちで組み込むこと。

健康長寿埼玉プロジェクト

要望先：厚生労働省

県担当課：保健医療政策課・国保医療課・健康長寿課・疾病対策課

わが国の高齢化率は25.1%（平成25年10月 総務省人口推計）となり、世界に例を見ない速度で高齢化が進行している。

本県の高齢化率は23.0%と全国の中では若い県であるが、今後急速に高齢化が進み、平成42年には約1.3倍の29.7%になると見込まれている。また、平成23年度の本県の医療費は1兆8,426億円で、県の一般会計予算を上回る額となっており、今後ますます増加することが見込まれている。

このため、東松山市、加須市、坂戸市、和光市、朝霞市、春日部市及び久喜市の7市で健康長寿モデル事業を実施し、科学的検証を行って「健康長寿埼玉モデル」を確立し、全国発信していく。

また、自ら健康づくりに取り組むとともに、周りの人にも健康に役立つ情報を広める「健康長寿サポーター」の養成などにより、県民の意識改革や行動変容を促し、県民ムーブメントを拡大している。

高齢社会に向けて、誰もが、毎日を健康で、医療費が少なく、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指し、「健康長寿埼玉プロジェクト」を推進するとともに、特定健診やがん検診の受診率向上を図り、疾病予防に努める必要がある。また、医療需要を的確に把握し、病気にかかった時には質の高い保健医療サービスを受けられる体制が整備されることは不可欠であり、総合的な健康長寿対策を推進する必要がある。

◆健康長寿モデル事業 ～毎日を健康で、医療費が少なく生き生きと暮らすために～

【運動】

加須市：
筋力アップトレーニング

東松山市：
毎日1万歩運動

【団地まるごと】

久喜市：
わし宮団地わくわく事業

春日部市：
官学連携健康団地づくり

朝霞市：
団地まるごといきいき事業

【食】

坂戸市：
野菜もりもり促進事業

和光市：
ヘルシーサポート事業

◆質の高い医療体制の整備 ～もしも病気にかかった時のために～

急速な高齢化の進展 → 医療ニーズの急増

75歳以上の人口の伸びは2.1倍で全国一
(H22: 59万人 → H37: 122万人)

質の高い医療提供体制の整備

医療需要の算定が不十分

入院患者数の推移予測

年	入院患者数
2010年	4.6万人
2018年	5.8万人
2050年	8万人

現在の基準病床数

「地域医療構想（地域医療ビジョン）」の策定に当たっては、国が二次医療圏ごとの医療需要の将来推計、医療機能別の必要量を算出するための標準的な計算式を示す予定であるが、将来の人口構造の変化等、地域の実情を的確に反映できるものとする。併せて、西高東低の状態が温存されている人口当たりの病床数が是正される仕組みを検討すること。

さらに、病床機能報告制度により把握される医療機能別の病床数と地域医療構想における医療機能別の必要量との乖離を是正するための有効な手法を例示し、都道府県が病床の転換を促すために選択できる仕組みと診療報酬体系を確立すること。

◆現状・課題

- ・ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（案）」において、都道府県は病床の医療機能等の報告をもとに地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定することとされている。
- ・ 国は地域医療構想の策定のためのガイドラインにおいて、2次医療圏等ごとの医療需要の将来推計、医療機能別の必要量を算出するための標準的な計算式等を示す予定であるが、具体的な内容は今後検討されることとなっている。
- ・ 地域医療構想の医療機能別の必要量と医療計画の基準病床数の整合性を図る中で、現在の西高東低が温存されたままの人口当たりの病床数は是正する必要がある。
- ・ 都道府県の役割の強化等の一つとして、新たな財政支援制度が設けられる予定である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地域医療構想のガイドライン策定に当たっては、将来の人口構造の変化等、地域の実情を的確に反映できるよう将来推計人口を使用した必要量の算定とすること。
- ・ 地域医療構想で定める医療機能別の必要量の算出及び現行の基準病床数の算定方法について、西高東低の状態が温存されている人口当たりの病床数が是正されるよう、過去の実績に基づく係数の設定（退院率、平均在院日数）を見直すこと。
- ・ 病床機能報告制度により把握される医療機能別の病床数と地域医療構想で定める医療機能別の必要量等との乖離を是正するための有効な手法を例示し、都道府県が病床の転換を促すために選択できる仕組みと診療報酬体系を確立すること。
- ・ 新たに創設される財政支援制度は真に地域医療構想の達成に資するものとし、国において十分な財源を確保するとともに、複数年度に渡る執行を可能とするなど柔軟な制度とすること。

市町村国保における特定健康診査・特定保健指導の実施率を高めるため、市町村の超過負担を是正するなど必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 国の定める「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」では、市町村国保における平成29年度における特定健康診査及び特定保健指導の目標実施率をそれぞれ60%以上、30%以上と設定している。ところが、当県における平成24年度実績（速報値）は、前者が34.5%、後者が17.1%にすぎない。
- ・ 実施率向上のためには、実施主体の更なる努力が不可欠である。
- ・ しかしながら、特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価を比較すると格差が大きい。また、特定健康診査等の実施に係る負担割合は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3であるにもかかわらず、国の負担割合は19.6%にとどまっている。
- ・ 現状のままでは、市町村国保が新たな取組や向上策を打ち出していくことには限界がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 今後、市町村国保が被保険者の立場に立った取組強化や健診内容の充実などにより、特定健康診査等の実施率向上を図っていくためには、保健師等専門職の確保に加え、市町村国保の財政的安定が欠かせない。
- ・ 国庫負担金における基準単価を見直し、実情に即した負担割合となるよう国庫負担額を充実すること。

◆参 考

○特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価（H25年度）

	国基準単価	県内市町村平均単価	差 額
(集団)基本項目	4,080円	6,603円	2,523円
(個別)基本項目	5,340円	8,343円	3,003円

○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合（H24年度）

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
839,030千円	839,030千円	4,285,335千円	19.6%

※ 特定保健指導分を含む。

特定健診については、保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、将来的には、誰もが県内すべての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。

がん検診については、事業主に対して、積極的にがん検診の受診を促す対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置づけ、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。また、各市町村が実施する対象者への個別勧奨通知に継続して補助を行う等、受診行動の定着化策を進めること。

◆現状・課題

- ・ 本県は毎日100万人を超える県民が東京都内に通勤・通学しており、都内にある企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。
- ・ 現行制度では、特定健診実施に当たっては保険者が医療機関と委託契約を締結することとなっており、都内に所在する保険者と契約している医療機関が県内に少ない状況にある。したがって、特に被扶養者は特定健診を受診しづらい環境にある。
- ・ また、日本人の死因で一番多いのがんである。がんは初期であれば治療して治る場合が多い。初期のがんを発見することが大切であり、このためにはいかにがん検診を受診してもらうかが重要である。
- ・ しかしながら、がん検診は任意の実施となっており、事業所によってはがん検診を受けられない例もみられ、事業所でのがん検診の受診率の向上が課題である。また、市町村には、がん検診対象者への繰り返しの個別勧奨通知などによる対策で受診率向上に成果を上げているところがある。こうした積極的な対策を広めていくことが重要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 特定健診については、将来的には、国において統一的な契約又は保険者間の調整を行い、いずれの保険者であっても、誰もが県内すべての医療機関で受診できるような制度を検討すること。
- ・ がん検診については、事業主に対して、積極的な受診率向上対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置づけ、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。
また、受診行動の定着化のためには、対象者への繰り返しの個別勧奨通知が有効であることから、各市町村が実施するコール・リコールに継続して補助を行う等受診行動の定着化策を進めること。